



秋田県公報

目次	ページ
告示	
漁業災害補償法の規定に基づく加入区及び漁業区分の変更(三二五・水産漁港課)	1

告示
 漁業災害補償法の規定に基づく加入区及び漁業区分の変更(三二五・水産漁港課)
 ………………1

告 示

秋田県告示第三百十五号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)第百五十五条第一項第一号口及び第二号口の規定に基づき定めた法第百四条第一号及び第二号に掲げる漁業に係る水域、区域及び区分を次のとおり変更したので、公示する。

平成十八年三月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 法第百四条第一号に掲げる漁業に係る水域、区域及び漁獲共済の対象とする漁業

加入区 岩館加入区	加入区 加入区の水 域及び区 域 (水域)共第一号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち八 峰町八森字物見、字和田表、字岩館 塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩 館向台、字門の沢、字岩館、字ノケ ソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢 台の区域	漁獲共済の対象 とする漁業 あわびをとる漁 業
--------------	--	----------------------------------

八森加入区	(水域)共第一号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち八 峰町の区域(岩館加入区の区域を除 く。)
北浦加入区	(水域)共第四号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市男鹿中浜間口、北浦相川、北浦 北浦、北浦野村及び北浦湯本の区域
畠加入区	(水域)共第四号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市北浦西黒沢及び北浦入道崎の区 域
戸賀加入区	(水域)共第四号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市戸賀戸賀、戸賀浜塩谷、戸賀塩 浜及び戸賀加茂青砂の区域
船川南磯上加入区	(水域)共第五号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市船川港女川、船川港増川及び船 川港南平沢の区域
船川南磯下加入区	(水域)共第五号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市船川港本山門前、船川港小浜、 船川港双六、船川港椿及び船川港台 島の区域
船川湾内加入区	(水域)共第五号漁業権の漁場の区域 (区域)秋田県漁業協同組合の地区のうち男 鹿市船川港船川、船川港金川及び船

五里合加入区	野石加入区	沢目加入区	
秋田県漁業協同組合の地区の	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市野石、福米沢、本内、松木沢、鶴木、角間崎、福川及び弘戸の区域	峰浜村漁業協同組合の地区	
1 はたはた小型定置漁業	<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 雑魚小型定置漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p>	<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 雑魚小型定置漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>	<p>6 雑魚小型定置漁業であって能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの</p> <p>7 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であって能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの</p> <p>8 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの</p>

畠加入区	北浦加入区	
秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦西黒沢及び北浦入道崎の区域	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市男鹿中浜間口、北浦相川、北浦北浦、北浦野村及び北浦湯本の区域	うち男鹿市五里合中石、五里合神谷、五里合箱井、五里合鮎川及び五里合琴川の区域
<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 さけ大型定置漁業</p> <p>4 雑魚小型定置漁業</p> <p>5 一般大型定置漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船</p>	<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 雑魚小型定置漁業</p> <p>4 一般大型定置漁業</p> <p>5 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>	<p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 雑魚小型定置漁業</p> <p>4 一般大型定置漁業</p> <p>5 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>

<p>戸賀加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀戸賀、戸賀浜塩谷、戸賀塩浜及び戸賀加茂青砂の区域</p>	<p>によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>7 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>
<p>船川・脇本・船越・天王加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港船川、船川港金川、船川港比詰、船川港仁井山、船川港女川、船川港増川、船川港南平沢、船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿、船川港台島、脇本田谷沢、脇本脇本、脇本富永、脇本浦田、脇本樽沢、脇本百川及び船越並びに潟上市天王及び天王大崎の区域</p>	<p>1 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業とえび・つぶかご漁業を併せ営む漁業又は小型底びき網漁業とごち網を使用して営む漁業を併せ営む漁業</p> <p>2 ずわいがにかご漁業</p> <p>3 べにずわいがにかご漁業</p> <p>4 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港船川、船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>5 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員</p>
<p>6 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p>	<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 雑魚小型定置漁業</p> <p>3 一般大型定置漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>	<p>6 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>7 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市脇本田谷沢、脇本脇本、脇本富永、脇本浦田、脇本樽沢及び脇本百川の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>8 はたはた小型定置漁業であつて男鹿市船越の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>9 はたはた小型定置漁業であつて潟上市天王及び天王大崎の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>10 雑魚小型定置漁業であつて男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>11 雑魚小型定置漁業であつて潟上市天王及び天王大崎の区域内に住所を有する組合員が営むもの</p> <p>12 一般大型定置漁業</p> <p>13 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港船川、船川港金川及び船川港</p>

- 比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの
- 14 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業又はこち網、さし網若しくははえ縄を使用して、若しくは釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員が営むもの
- 15 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港船川、船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの
- 16 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市脇本田谷沢、脇本脇本、脇本富永、脇本浦田、脇本樽沢及び脇本百川の区域内に住所を有する組合員が営むもの
- 17 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船越の区域内に住所を有する組合員が営むもの
- 18 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて潟上市天王及び天王大崎の区

秋田加入区	
秋田県漁業協同組合の地区のうち秋田市の区域	
<ul style="list-style-type: none"> 1 はたはた小型定置漁業 2 さけ小型定置漁業 3 総トン数十トン未満の漁船によりこち網を使用して営む漁業を主とする漁業 4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業 5 総トン数十トン未満の漁船 	<ul style="list-style-type: none"> 域内に住所を有する組合員が営むもの 19 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港樺及び船川港台島の区域内に住所を有する組合員が営むもの 20 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市脇本田谷沢、脇本脇本、脇本富永、脇本浦田、脇本樽沢及び脇本百川の区域内に住所を有する組合員が営むもの 21 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であつて潟上市天王及び天王大崎の区域内に住所を有する組合員が営むもの

<p>岩城加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち由利本荘市岩城赤平、岩城泉田、岩城内道川、岩城勝手、岩城上黒川、岩城上蛇田、岩城亀田愛宕町、岩城亀田大町、岩城亀田亀田町、岩城亀田最上町、岩城君ヶ野、岩城下黒川、岩城下蛇田、岩城滝俣、岩城富田、岩城福俣、岩城二古、岩城道川及び岩城六呂田の区域</p>	<p>1 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>
<p>本荘加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち由利本荘市の区域（岩城加入区及び西目加入区の区域を除く。）</p>	<p>1 さけ小型定置漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>3 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>
<p>西目加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち由利本荘市西目町海士剝、西目町出戸、西目町西目及び西目町沼田の区域</p>	<p>1 雑魚小型定置漁業</p> <p>2 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>3 総トン数十トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣</p>

<p>仁賀保加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうちにかほ市の区域（金浦加入区及び象潟加入区の区域を除く。）</p>	<p>1 小型底びき網漁業</p> <p>2 えび・つぶかご漁業</p> <p>3 はたはた小型定置漁業</p> <p>4 さけ小型定置漁業</p> <p>5 雑魚小型定置漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>7 総トン数十トン未満の漁船によりごち網、さし網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>
<p>金浦加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうちにかほ市大竹、黒川、金浦、飛及び前川の区域</p>	<p>1 沖合底びき網漁業</p> <p>2 小型底びき網漁業</p> <p>3 えび・つぶかご漁業</p> <p>4 はたはた小型定置漁業</p> <p>5 さけ小型定置漁業</p> <p>6 雑魚小型定置漁業</p> <p>7 総トン数十トン未満の漁船によりごち網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>8 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>9 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>
<p>象潟加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区の</p>	<p>1 小型底びき網漁業</p>

備考

<p>うちにかほ市象潟町、象潟町 洗釜、象潟町大砂川、象潟町 大須郷、象潟町川袋、象潟町 小砂川、象潟町小滝、象潟町 関、象潟町大飯郷、象潟町長 岡、象潟町西中野沢、象潟町 本郷及び象潟町横岡の区域</p>	<p>2 えび・つぶかご漁業 3 はたはた小型定置漁業 4 さけ小型定置漁業 5 雑魚小型定置漁業 6 総トン数十トン未満の漁船 によりいか釣り漁業を主とする漁業 7 総トン数十トン未満の漁船 によりさし網を使用して営む 漁業を主とする漁業 8 総トン数十トン未満の漁船 によりごち網を使用して営む 漁業を主とする漁業 9 総トン数十トン未満の漁船 によりはえ縄を使用して、又 は釣りによって営む漁業を主 とする漁業</p>
---	--

- 一 沖合底びき網漁業とは、底びき網を使用して営む漁業であつて、使用する漁船の総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。
- 二 小型底びき網漁業とは、底びき網を使用して営む漁業であつて、使用する漁船の総トン数が五トン以上二十トン未満であるものをいう。
- 三 えび・つぶかご漁業とは、かごを使用してえび又はつぶをとることを目的とする漁業であつて、使用する漁船の総トン数が十五トン未満であるものをいう。
- 四 ずわいがにかご漁業とは、かごを使用してずわいがにをとることを目的とする漁業であつて、使用する漁船の総トン数が十トン未満であるものをいう。
- 五 べにずわいがにかご漁業とは、かごを使用してべにずわいがにをとることを目的とする漁業であつて、使用する漁船の総トン数が二十トン以上百トン未満であるものをいう。
- 六 はたはた小型定置漁業とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業（以下「小型定置漁業」と

- いう。）であつて、はたはたをとることを目的とするものをいう。
- 七 さけ小型定置漁業とは、さけをとることを目的とする小型定置漁業をいう。
- 八 さけ大型定置漁業とは、漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であつて、さけをとることを目的とするものをいう。
- 九 雑魚小型定置漁業とは、はたはた及びさけ以外の魚類をとることを目的とする小型定置漁業をいう。
- 十 一般大型定置漁業とは、漁業法第六条第三項に規定する定置漁業であつて、さけ以外の魚類をとることを目的とするものをいう。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)8766 F A X(0863)0005
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄